

静岡県教育委員会

議事録

令和5年度 第10回定例
8月24日（木）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年8月24日に教育委員会第10回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年8月24日（木） 開会 9時00分
閉会 11時00分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
吉 良 光 陽 理事（新図書館担当）
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）
井 出 好 彦 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
山 川 和 成 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 山 雄 二 高校教育課長
高 橋 和 彦 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長
大 根 富 木 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
柴 雅 房 中央図書館長
小 谷 和 之 教育総務課参事

4 その他

(1) 第11、12、13、14号議案は可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 12、13、14 号議案は人事案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは第 12、13、14 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第 11 号議案 令和 6 年度使用教科用図書採択

教 育 長： 第 11 号議案「令和 6 年度使用教科用図書の採択」について戸塚義務教育課長、井島高校教育課指導監、高橋特別支援教育課長より説明願う。

高校教育課指導監： <議案について説明>

義務教育課長： <議案について説明>

特別支援教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 学校現場から採択の内申があったときに、教育委員会としてその内申を拒否したり指導したりするような事案が実際にあるのか。

高校教育課指導監： 例年、歴史教科書等で話題になることがあるが、これまで静岡県教育委員会高校教育課においては、文部科学省の検定が済んだ教科書であるということを前提に、採択できないというようなコメントをしたことはない。

義務教育課長： ふじのくに中学校は、回数が少ないため、そういった事例はない。

特別支援教育課長： 教育課程を一つ一つみながら、各校の状況を確認するということがあるが、大きく変更ということにはなかった。

藤 井 委 員： 確認や決定をするプロセスがもう少し合理的にできないのかということを感じた。これを議案として扱っても事実上、私たちがこれを反対する理由はどこにもない。要は右左であり、議案として扱う案件なのかという疑問も生じてくる。例えば、教育委員会として、実際にやっている確認プロセスの中で、どういう考え方があるかということ、現場に知らしめて、現場に決めさせ、事後報告を受けるだけにしたらよいのではないか。それから、電子教科書、ネット教科書の類はまだ事実上採択はされていないのか。

高校教育課指導監： 昨年度の 3 学期、高等学校において公費で購入し検証をおこなった。実際メリットも多かったが、いまのところ文科省としても、デジタル教科書を併用することができるという程度の規程である。デジタル教科書は、拡大、白黒反転、音声で読み上げ等、メリットがあることは理解しているが、高等学校において教科書は無償ではないため、紙の教科書を買ったうえでデジタル教科書を買うことになる。両方を買ってやるほど

の大きなメリットというのは、特別な配慮を必要な場合を除けばないと思っている。紙の教科書にもQRコードがついていて、一人一台端末等で動画を見ることができる。今回も、生徒が活用する学習者用のデジタル教科書を購入するという選択をした学校はない。一方で、先生が使う指導者用というものについては、集計はしていないが、複数の学校で活用されているのではないか。

藤井委員： 実状は理解した。これも、スマートにできないものかと感じた。

特別支援教育課長： 採択については、教育委員会定例会で決定するということが法で決まっている。藤井委員から御指摘の、提案の仕方については今後検討していくが、教育委員会で決定し、学校に出すという流れがあるので、現状はこのようなやり方となっている。

教育長： 教科書のデジタル化については、おそらく5年後10年後また違う地平が開けていると推測する。紙かデジタルかという単純な二者択一でない。今井島指導監から説明があった通り、紙でも、QRコードで動画に飛んだりというのはかなり進んでいる。そういう意味で言うと、ハイブリット型のような形なのかなと思う。紙は重いので持つて歩くのは大変である一方で、一覧性等で考えたとき、紙のメリットというのも現場では強いという気がしている。今後、高校教育の現場において、端末の導入状況、生徒たちの就職等のことを踏まえ、改めて検討する場面がそう遠くない未来に来ると思っている。また、このようなプロセスを経る必要がある事については、説明があったとおり、法に基づくプロセスである。ただし、そのやり方については検討の余地があると認識しており御提案を踏まえ事務局で検討したいと思う。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第11号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第12号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第13号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第14号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和5年度第10回教育委員会定例会を閉会とする。